

インドで事業を営む上で留意すべきその他の法制度、法規制(2) — インドの不動産法制と訴訟制度の概要 —

琴 浦 諒*

1. インドの不動産法制

(1) 概要

インドでは、土地、建物等の不動産の私有が認められており、不動産の所有者は、原則として当該不動産の所有権 (ownership) を自由に譲渡することができ、また当該不動産について賃借権 (leasehold) や土地使用権 (license) を自由に設定することができる。

日本企業を含む非居住者がインド国内において、土地、建物等の不動産を所有し、または賃借することは、インドの外為法である1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) により、原則として禁止されている。ただし、非居住者がインド国内に支店 (branch) を設立した場合、当該支店は、その事業目的のために利用する場合に限り、不動産を所有し、または賃借することができる。

また、非居住者がインド国内に子会社を設立した場合、当該子会社は基本的には居住者扱いとなるため、不動産を所有し、または賃借することができる。ただし、インド外為法上、非居住者による不動産事業への投資は原則として禁止されているため、非居住者の子会社が、その事業目的に関連しない形で不動産を所有し、または賃借することは、基本的に認められない⁽¹⁾。

したがって、たとえば、日本企業の子会社が、その事業目的である機械類の製造を行うために土地を取得し、工場を建設して所有することは認められるが、将来の土地の値上がりを期待して土地を取得す

る等、投資目的で不動産を取得することは認められない。

日本企業の子会社が、インドにおいて不動産の所有権または賃借権を取得するケースにおいて、そのほとんどは、①オフィス用の建物の一部の賃借か、②製造拠点としての工場用地および工場建物の所有または賃借のいずれかである。

そのため、本稿では、上記2つのケースを念頭に、インドの不動産法制の基本知識と、実務上の留意点を中心に解説することとする。

(2) 不動産の所有権または賃借権の取得および登記の方法

インドにおいて、不動産の所有権は、不動産の所有者との間で不動産譲渡契約を締結するとともに、譲渡証書 (transfer deed) を作成、登記することにより、取得することができる。また、同じく不動産の賃借権は、不動産の所有者 (または賃借権者) との間で不動産賃貸 (転賃) 契約を締結するとともに、賃借証書 (lease deed) を作成、登記することにより、取得することができる。不動産譲渡契約と譲渡証書、または不動産賃貸 (転賃) 契約と賃借証書が一体化していることも少なくない。

州の土地公団が運営する工業団地では、所有権ではなく賃借権が分譲されているケースも多い。この場合の賃借権は、99年間等の超長期間が設定された賃借権⁽²⁾であり、それ自体権利として (土地公団の規則を遵守することを前提として) 第三者への譲渡が認められているなど、事実上所有権と同様の扱いを受けている。この「超長期間の賃借権による事実上の土地所有権の分譲」という方式は、英米法系の国において比較的良好に見られる不動産の権利譲渡にお

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ける慣習である。

不動産の所有権または賃借権を取得した場合、1908年登記法 (Registration Act, 1908) に基づき、譲渡証書または賃借証書を、原則として締結日から4ヶ月以内に登記する必要がある。所有権の登記の際には、当該不動産の市場価格または実際の売買価格のいずれか高い方に対して、また賃借権の登記の場合、賃借料の予定支払総額に対して、一定の料率の印紙税 (stamp duty) および登録免許税 (Registration Fee) を支払う必要がある。

印紙税および登録免許税の料率は、州により異なるが、前者については概ね6~12%、後者については概ね1~3%の範囲となっている。なお、登録免許税については、上限が1~2万ルピーと設定されていることが多く、高額な不動産の所有権または賃借権を取得した場合であっても、この上限額を支払えば足りる。他方で、印紙税については、通常そのような上限額が存在しないため、不動産の市場価格もしくは売買価格、または賃借料の予定支払総額が高額である場合には、それに応じて1,000万ルピーを超えるような高額の印紙税を支払う必要があることもある。

譲渡証書や賃借証書を登記しない場合、これらの証書には訴訟における証拠能力が認められない。そのため、たとえば後日土地の原所有者が引き渡しを拒んだ場合や、二重譲渡が行われた場合に、訴訟を通じて土地の所有権または賃借権を主張し、引き渡しを求めることができなくなる。

なお、登記が行われた場合の所有権または賃借権の移転時期は、登記時期ではなく、譲渡証書や賃借証書の日付となる。そのため、二重譲渡のケースで、譲渡証書や賃借証書の登記が両譲受人により行われている場合、原則として登記時期の先後ではなく、譲渡証書や賃借証書の日付の先後により優劣が決定されることになる。

日本と同様、不動産の登記には公信力は認められていない。登記に公示機能はあるが、公表される情報が限定的である上、不動産ごとに権利を表示する日本の不動産登記簿のようなものは存在せず、不動産の所有権者の権利を確認するためには、当該不動産に関する取引の個別の登録証書を遡っていくしかない。

このような事情から、インドにおいては不動産の権利関係の確認が困難であることが多い。そのため、インドにおいて不動産を取得する場合、土地の権利関係の確認 (いわゆるタイトル・デューディリジェンス (title due diligence)) が必須となる。

州の土地公団が運営する工業団地の場合、タイトル・デューディリジェンスを省略するという考えられるが、インドにおいては州の土地公団が運営する工業団地と言えども、州による土地収用に至るまでの土地の権利関係が明確になっていないことが少なくなく、また場合によっては土地利用規制のクリアランスも完全に取得できていないこともあるため、注意が必要である。

(3) (特に工場用地としての) 不動産の利用規制

一般に、インドにおいて、土地上に工場を建設し、操業するためには、少なくとも以下の3つの要件を満たしていることが必要である (なお、これら以外にも、当該土地のある地域に適用される個別的な規制上の要件を満たす必要がある)。

- ①その地域が、当該工場において製造しようとする製造物の生産が認められている地域に該当すること (いわゆるゾーニング規制)
- ②工場建設前に、その地域を管轄する汚染管理委員会 (Pollution Control Board) (インド環境森林省 (Ministry of Environment & Forests) の下位機関) から、環境クリアランスを取得すること
- ③インドの工場規制法令である1948年工場法 (Factories Act, 1948) に基づく工場操業ライセンスを取得していること

①について、インドでは、工場製造物が、その危険度や汚染発生リスクに応じて、グリーン、オレンジ、レッドの3種類に分類されており、各地域が、グリーンに該当する製造物のみ生産できる地域、グリーンおよびオレンジに該当する製造物のみ生産できる地域、全ての製造物が生産できる地域、にそれぞれ分類されている。

そのため、インドにおいて工場用地として土地を取得しようとする場合、そもそも当該土地が、工場

において製造しようとする製造物の生産が認められる地域であるかどうかについて、ゾーニング規制の確認が必要となる。

②について、インドで工場を設立する場合、工場の建設前に、当該工場用地のある地域を管轄する汚染管理委員会 (Pollution Control Board) から環境クリアランスを取得する必要がある。環境クリアランスの取得に必要な期間は、地域や生産事業の内容によって大きく異なるが、短い場合で3か月程度、長い場合には2年程度かかることもある。

後述のとおり、州政府の土地公団が営む工業団地については、土地公団により環境クリアランスが取得されていることが通常であるが、多くの土地公団は環境クリアランスの取得前に、工業団地の土地の分譲の内定を出すため、新規の工業団地に入居する場合、分譲の内定は取得したが、環境クリアランスが取得できておらず、正式な分譲が開始しない (したがって、工場建設も開始できない) という事態が生じることも少なくない。

③について、インドにおいて工場を操業するには、工場に関する一般的な規制法令である1948年工場法 (Factories Act, 1948) 上の工場操業ライセンスを取得する必要がある。同法上の工場操業ライセンスは、形式的な申請要件が満たされていれば、通常申請が拒絶されることはない。そのため、同法に基づく工場操業ライセンスの申請は、工場建物の完成後に行われるのが一般的である。

(4) 土地公団の工業団地

上述のとおり、インドにおいては不動産の権利関係の確認が困難であることが多く、特に工場用の土地や建物として、私人が所有する土地や建物の所有権または賃借権を取得する場合、当該土地や建物の所有者と称する者が真に当該土地や建物の所有者であるかについて、タイトル・デューディリジェンスを行って、権利関係を確認する必要がある。また、不動産の利用規制の観点からも、ゾーニング規制への違反の有無、環境クリアランスの取得の有無等を確かめる必要がある。

これらの確認作業は、通常弁護士を任用して行うことになるが、相当の時間と費用がかかり、また確認

の結果、工場用地として取得するにはリスクが大きい土地であることが判明し、相当の費用を出費したにもかかわらず、結果として取得を断念しなければならないこともある。

他方で、州政府または私企業が運営する土地公団については、土地公団が土地取得の段階で権利関係の確認を一通り行っていることから、土地の権利関係について大きなリスクがある可能性はそれほど高くない (ただし、特に州の土地公団については、州による土地収用に至るまでの土地の権利関係が明確になっていないことも少なくないことは、上に述べた通りである)。

また、ゾーニング規制の確認や、環境クリアランスの取得についても、土地公団の手により行われることが通常であり (ただし、土地公団による環境クリアランスの取得が土地分譲内定完了後に行われる傾向があることは、上に述べた通りである)、入居者の側でこれらの確認や申請を行う必要が無い。

そのため、州政府または私企業が運営する土地公団の土地を取得することは、私人の土地や建物を取得する場合に比べ、①不動産の権利関係のリスクが小さい、②不動産の利用規制がクリアされている可能性が高い、等の法的な面でのメリットがある。また、法的な面でのメリットだけではなく、電気、ガス、水道といった工場での生産活動に欠かせないインフラが土地公団により相当程度整備されていることも、土地公団の工業団地の土地を取得する大きなメリットの1つとなる。

他方で、土地公団の土地を取得することのデメリットとしては、① (特に州の土地公団の場合) 工業団地の分譲に関する契約は、基本的に土地公団側の用意した土地公団側にきわめて有利な内容の契約雛型で行う必要があり、ほとんど契約交渉の余地がないこと、②土地公団側の契約雛型上、入居者側には一定期間内の工場建設義務や商業生産開始義務をはじめとした多くの義務が課せられており、また (後述のとおり) 本来土地公団が負担すべきと思われる費用を入居者に転嫁する規定があるなど、土地公団側に一方的に有利な内容となっていること、等が挙げられる。また、土地の価格が当該地域の相場に比して割高であることも、工業団地の大きなデメリットである。

実務上は、上記諸々のデメリットはあるものの、現実的には日本企業が一から工場建設用の土地を探して権利関係を確認し、また工場設立に関する各種規制を全てクリアするのは容易ではないことから、ほとんどの日系企業が、工場用地の取得に際して、州政府または私企業が運営する土地公団に入居している。

土地公団に入居する場合の一般的な手順は、以下のとおりである。

- ①土地公団への入居申し込み
- ②分譲の内定
- ③(土地公団による環境クリアランス取得後の)正式な分譲
- ④土地公団との間の売買契約または賃貸借契約の締結

上記③に際しては、土地公団による分譲レター (allotment letter) が交付されることが通常であり、また④に際しては、売買契約または賃貸借契約と同時に(あるいはこれらの契約と一体の書面として)譲渡証書 (transfer deed) または賃借証書 (lease deed) が作成されることが通常である。

(5) 土地公団に関するトラブル事例

インドにおいて、日系企業が州の土地公団の工業団地に入居する際によく見られるトラブルとしては、土地公団側が土地の取得や環境クリアランスが完了していないにもかかわらず、工業団地の分譲を開始してしまい、分譲の内定は取得したものの、土地の取得や環境クリアランスの取得の目的が立たず、予定していた生産計画が実行できないというものが挙げられる。

また、土地公団による土地利用規制の確認が十分でなく、取得した土地の区画の中に、予定している生産事業を営めない区域が含まれていたり、森林保護区域が含まれていたりすることで、工場のレイアウトを変更せざるをえないようなケースもある。

さらに、近時、州の土地公団の工業団地に入居した多くの日系企業が直面しているのが、工業団地の土地の原所有者が土地収用の対価が不当に廉価であったとして訴訟を提起し、これに敗訴した土地公団が、工業団地の入居者に対して敗訴額および訴訟費用の負担を求めてくるという事例である(敗訴額

の中には、遅延利息分も含まれており、インドでは訴訟に非常に時間がかかること、またインドの金利はその経済成長率を反映して10%前後と高いことから、敗訴額は原請求額の倍程度になることもある)。

確かに、土地公団との契約の中には、取得した土地に関して紛争が生じた場合の費用負担は入居者側とする旨の規定が含まれており、土地公団側の対応は、この規定に従ったものではある。しかしながら、上述のとおり、工業団地の分譲に関する契約は、基本的に土地公団側の用意した土地公団側にきわめて有利な内容の契約雛型で行わざるを得ないことからすると、事実上、この費用負担は強制的なものであると言える。

州の土地公団と土地の原所有者との間に、土地収用の対価についての補償を巡る紛争が頻発する原因の1つは、インドの旧土地収用法である1894年土地収用法 (Land Acquisition Act, 1894) が、土地の強制収用に際して、公示価格を参照することを認めており、公示価格は市場価格よりも相当低いことから、結果として土地の原所有者が不満を抱くような価格で土地公団による土地収用が行われてきたことが挙げられる。

インド政府は、上記トラブルの続発への反省を踏まえ、2013年に新たな土地収用法 (Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013) を制定し、2014年1月1日からこれを施行した。新法では、土地の強制収用の要件を一部緩和し、中央政府や州政府による円滑な土地の強制収用を可能にしつつ、補償額の引き上げや土地喪失者への再定住オプションの付与等、土地所有者の権利保護も図られている。

もっとも、新土地収用法については、施行から数ヶ月しか経過していないため、同法に基づく土地の収用や工業団地の形成は、まだほとんど行われていない。そのため、今後も当分の間は、旧法に基づいて土地を収用された土地の原所有者と州の土地公団との間の紛争の発生は継続するものと思われる。

2. インドの訴訟制度の概要

(1) 司法制度の概要

インドは28の州及び7連邦直轄領から成る連邦国

家であるが、米国のような連邦裁判所、州裁判所の二元制は採用されていない。

インドの司法制度は、最高裁判所 (Supreme Court) を頂点として、その下に21の高等裁判所 (High Court)、さらに各州に地方裁判所 (District Court) をはじめとした多種の下位裁判所 (Subordinate Court) が設置されるというピラミッド型構造となっている。

これらの裁判所は、原則として連邦法、州法双方について管轄権を有しており、司法制度は一元制となっている。また、これに対応して、弁護士制度についてもインド全国で一元化されており、インド国内のいずれかの州の弁護士会 (Bar Council)⁽³⁾ で弁護士登録した者は、どの州でも弁護士として活動することができる⁽⁴⁾。

インドの裁判は、裁判官が、当事者の主張や当事者から提出された証拠に基づき、得られた心証に基づいて判決を下すことにより行われる。民事裁判、刑事裁判いずれにおいても陪審制その他一般国民が裁判に参画する制度は採用されていない⁽⁵⁾。

さらに、紛争処理機関として、裁判所とは別に、準司法機関 (Quasi-judicial authorities) と呼ばれる行政機関が存在する。準司法機関は、各種法令に基づいて設置される裁定所 (Tribunal) や委員会 (Committee) から成る。これらの準司法機関は、その設置根拠法令により、専門性の高い事件など、一定の事件について第一審の専属的管轄権を与えられており、その判断は裁判所の判断と同等の拘束力を有する。もっとも、準司法機関の判決、決定および命令に対しては高等裁判所ひいては最高裁判所に対する上訴が可能であるため、司法権による最終的判断は担保されている。

上述のとおり、インドの訴訟、紛争解決制度は多岐に上り、その手続もそれぞれ異なるが、紙面の都合上、本稿では一般的な民事訴訟制度の概要を中心に解説する。

(2) インドの民事訴訟制度の概要

インドの民事訴訟手続の基本的なルールを定めているのは、1908年民事訴訟法 (Code of Civil Procedure, 1908) である。1908年民事訴訟法は、条文本

体 (全158条) と別紙1 (schedule 1) から成っており、条文部分は民事訴訟の構造に関する基本的な規定を、別紙部分は民事訴訟手続に関する細則を、それぞれ定めている。1908年民事訴訟法の条文部分は日本の民事訴訟法に相当し、同法の別紙1部分は民事訴訟規則に対応する。

別紙1には、オーダー (order) と呼ばれる手続項目が1から51まであり、それぞれのオーダーの中で個別条項が定められている。民事訴訟の手続規定のほとんどは、この別紙1のオーダーの条項により定められているが、多くの高等裁判所は、別紙1のオーダーの条項を修正して、当該高等裁判所およびその管轄区内の下級裁判所の裁判手続に適用している。

1908年民事訴訟法上、裁判書類は全て英語により提出される必要があるとされている。そのため、たとえばヒンディー語で記載された書類を証拠とする場合、英訳を添付する必要がある。また、民事訴訟における証拠の提出は、書面であるとそれ以外のものであるとを問わず、全て1872年インド証拠法 (Indian Evidence Act, 1872) に定める手続に従う必要がある。

1908年民事訴訟法上、民事訴訟における主張、立証責任は当事者が負っており、いわゆる弁論主義 (当事者主義) が採用されている。もっとも、裁判官は、必要であれば当事者に対して求釈明を行い、または当事者に証拠提出や証拠検査を行うよう命令できるとされている。すなわち、インドの民事訴訟における主張および立証は、日本と同様、弁論主義を職権主義により補完するシステムとなっている。一方、民事訴訟の訴訟進行については、裁判所による職権主義が採用されており、訴訟は裁判所の指示に従って進行する。

また、1908年民事訴訟法上、民事訴訟において、裁判所は、一方当事者の請求により相手方当事者に対して、文書開示 (discovery)、文書検査 (inspection)、文書作成 (production) および質問に対する釈明 (interrogatories) についての命令を出すことができるとされている。なお、米国と異なり、インドの訴訟において、ディスカバリーはあまり利用されていないようである。

訴訟を提起する裁判所は、管轄規定に基づいて定められる。民事訴訟の管轄には、地域管轄と事物管

轄とがあり、前者は地域に係る管轄であり、被告の住所地や事業拠点所在地、請求原因事実が発生した場所、義務履行地、(引渡請求対象の)財産の所在地などに地域管轄が認められ、当該地域を管轄する高等裁判所または下級裁判所に管轄が認められる。後者は訴額や請求内容に係る管轄であり、訴額や請求内容により、その地域を管轄する高等裁判所、下級裁判所または準司法機関のいずれかに管轄が認められる。そのため、民事訴訟においても、請求額によっては、最初から高等裁判所で審理が開始することもある。

当事者の合意により管轄を定めることも可能であり、専属的管轄合意も、当該専属管轄を有するとされた裁判所(あるいは準司法機関)が、事件の内容について事物管轄を有している限り、原則として有効であるとされる。

(3) 民事訴訟手続の概要

インドにおける民事訴訟は、一般的に、以下のよう進行する。

- ①原告による訴状 (complaint) 提出による訴訟提起
 - ②裁判所による当事者の呼出し (summon)
 - ③被告による答弁書 (written statement) の提出
 - ④第1回期日 (first hearing)
 - ⑤期日を重ねての審理。必要に応じて再反論 (re-joinder) や追加書面の提出
 - ⑥証人尋問を含む証拠調べ
 - ⑦裁判所による判決
 - ⑧上訴
- 以下、各段階に分けて概要を説明する。

ア 訴訟提起

民事訴訟の提起は、原告となるべき当事者が、管轄ある裁判所に対して訴状 (complaint) を提出し、法令所定の訴訟費用を支払うことにより、民事訴訟は開始する。

訴状には、訴訟提起先の裁判所名、原告および被告の氏名、属性および住所、原告または被告が未成年者または心神喪失者である場合その旨、請求原因事実、当該裁判所に管轄があること、理由、請求の

趣旨、原告が請求の一部につき権利放棄する場合もしくは被告による相殺を認める場合にはその金額、訴額等が、記載される必要がある。

なお、訴訟提起前に、当該訴訟の当事者となる可能性のある者から、裁判所に対して手続停止申請書 (caveat) が提出されていた場合、訴訟提起を行った者は当該手続停止申請を行った者に対して、訴訟関連書類を送付しなければならない。

イ 当事者の呼出し

裁判所は、原告による訴状提出日 (すなわち訴訟提起日) から30日以内に、被告に対して、訴状の写しを添付した呼出状を送達する。送達方法は原則として裁判所職員による手渡しとされているが、郵便、ファックスまたは電子メールによる送達も可能である。

被告が正当な理由なく裁判所に出頭しない場合、裁判所は、原告の申立てに基づき、暫定救済 (interim relief) の一環として、被告に対して原告の請求を担保するに足りると裁判所が認める額の金銭またはそれに相当する財産 (security) の預託を命じることができる。被告がこれに従わない場合、裁判所はその命令により、6ヶ月を上限として、判決が出るまでの期間、被告を勾留 (civil imprisonment) し、法廷に強制的に出頭させることができる。

ウ 答弁書の提出

裁判所による呼出しを受けた被告は、呼出状送達から30日以内に裁判所に対して答弁書 (written statement) を提出しなければならない。ただし、やむをえない理由により30日以内に答弁書を提出できなかった場合、被告は、裁判所が別途指定した日 (訴状送達から90日以内) までに、30日以内に提出できなかった理由を記載した書面とともに、答弁書を提出することができる。

エ 第1回期日

裁判所により定められた第1回期日 (first hearing) に当事者が双方出席した場合、期日が開催される。

第1回期日の段階で、当事者に事実および法解釈に争いが無い場合、裁判所はその場で判決を言い渡

すことができる。

当事者が双方欠席した場合、または被告に対する訴状送達（原告による訴訟費用や送達費用の不払いにより）適切に行われなかったことを理由として被告が欠席した場合、裁判所の命令により訴えは却下（dismiss）される。

一方、訴状送達が適切に行われ、かつ出席するに十分な時間が与えられたにもかかわらず、被告が期日に出席しなかった場合、原告の請求内容どおりの勝訴判決が言い渡されることになる。

未済案件の滞留を理由とする訴訟手続の遅延により、特に高等裁判所においては、訴訟提起から第1回期日までの期間が1年間を超えることも珍しくない。

オ 期日を重ねての審理

第1回期日において、裁判所は、多くの場合、原告に対し、答弁書を踏まえたうえで、再反論があれば主張するよう指示することが通常である。さらに、裁判所は、当事者双方に対し、相手方当事者から提出された主張および証拠について、認否を行うよう指示する。

第1回期日以降は、裁判所は、論点の明確化（framing of issues）を目的に、期日を重ねて、両当事者に対し、主張および反論を行うよう指示する。主張および反論は、必ずしも書面によりなされる必要はないが、通常は書面が作成、提出されることが多い。

期日の入る頻度は、地方裁判所レベルで1か月に1～2回程度、高等裁判所で1年間に2～3回程度である。インドの訴訟では、相手方当事者がさしたる理由もなく期日に欠席したり、また期日までに提出することを指示されている書面の提出を行わず、期日が空転することが頻繁に見られる。インドの裁判所は、このような欠席や期日の空転について、比較的寛容な姿勢を示しており、よほど目に余るようなケースを除いては、通常、審理が打ち切られることはない。また場合によっては、裁判所も裁判官の都合で突然期日を延期することがある。

特に高等裁判所では、期日が1年間に2～3回程度しか入らないことから、相手方当事者の欠席や裁判所の都合により、半年単位で期日が延期されることも少なくない。このような期日の頻繁な延期や空転が、

インドにおいて訴訟が長期化する大きな要因の1つとなっている。

カ 証拠調べ

証拠調べは、各期日において行われる。

書証については、原本または写しを裁判所に提出する。写しを提出する場合、相手方当事者または裁判所から要請がある場合、原本を提示する必要がある。

また、証拠調べの最終段階では、証人尋問（examination of witness）が行われる。インドにおいては、主尋問は省略される（陳述書の提出をもって代えられる）ことが通常である。そのため、証人尋問期日においては、専ら反対尋問が行われる。

キ 判決

公判審理後、裁判に現れた全ての証拠、証言に基づき、裁判官が法令および判例に従い、その自由な心証にしたがって、判決を言い渡す。判決は、公判審理後、即時にまたは裁判所が指定する日に、公開法廷で言い渡される必要がある。

判決は言い渡されただけでは執行力は有さず、判決を執行する場合、別途裁判所に判決執行の申立てを行い、裁判所による執行命令を得なければならない。

ク 上訴期間

裁判所により判決が言い渡された場合、上訴期間内に、上訴管轄権のある裁判所に対して上訴申立書（memorandum）を提出することにより、上訴（控訴（appeal）、上告（second appeal））を申し立てることができる。上訴期間は各裁判所により異なるが、多くの場合、（判決日ではなく）判決送達日から30日以内とされている。

判決に対する上訴は、判決結果が有利に変更される場合や裁判所の管轄に疑義がある場合など、申し立てることにより申立人に利益がある場合にのみ行うことが認められる。したがって、たとえば完全勝訴した原告の側から上訴を申し立てることはできない。

(4) 和解

当事者は、判決が出るまでの間はいつでも、訴訟手続内または訴訟手続外において和解（settlement）

することができる。和解が成立した場合、原告による訴訟は取り下げられることとなる。

日本と異なり、インドでは、和解により訴訟が終結する割合はそれほど高くなく、判決まで至る訴訟が少なくない。

(5) 暫定救済 (interim relief)

訴訟提起後、判決前までの間、原告は暫定救済 (interim relief) を申し立てることができる。暫定救済は、判決後の執行を確保すべく、暫定的な差押さえ、処分禁止等を認めるものであり、その趣旨は日本の民事訴訟法上の仮差押さえおよび仮処分と同じである。

ただし、日本では仮差押さえや仮処分を本訴に先立って行うことができるのに対し、インドでは暫定救済は本訴に付随する手続と位置づけられていることから、本訴提起後でなければ暫定救済の申立てを行うことはできない。そのため、実務上は、原告において本訴を提起した直後に暫定救済の申立てを行い、相手方に執行回避のための十分な時間を与えることなく暫定救済手続を進めることが行われている。

暫定救済手続においては、通常の訴訟手続と同様、当事者による主張、立証が行われる。暫定救済が認められるかどうかは、通常申立てから1、2ヶ月の間に判断され、認容または棄却の決定が言い渡される。裁判所による暫定救済の決定に対し、原告または被告は抗告することができる。

3. おわりに

全18回、約1年半にわたって連載してきた「シリーズ・インドの投資関連法制」も、今回で最終回となる。

紙面数や執筆時間の制約から、必ずしも十分な内容とはなっていないかもしれないが、筆者が執筆時点で有していた、日本企業がインドに進出する上で留意すべき法制度、規制に関する基本知識および実務上の経験を踏まえた知識は、できる限り本稿に込めたつもりである。

当初予定の連載数を超過して、構想どおりの内容を全て執筆することを許容してくれた本誌および編集者の方々に、この場を借りて改めて御礼を申し上げる。

ちょうど本稿を脱稿した2014年3月26日に、インド

企業省により、インドの新会社法である2013年会社法 (Companies Act, 2013) の規定のうち、未施行となっていた規定の多くが同年4月1日から施行されるとの通達が発行された。

インドに限らず新興国においては、法令や規制のアップデートの速度が速く、半年前の知識がもう既に古いということも頻繁にある。実際に、本シリーズにおいて3回にわたって取り上げたインドのコーポレート・ガバナンスに関する解説も、2014年4月1日以降は、「旧法の下での知識」ということになる。あらためて、新興国法制をフォローすることの困難さと、日々の情報のキャッチアップの重要性を痛感している。

もちろん、法制度や規制に関する基本的な考え方が大きく変更されることは、そう頻繁にはないため、今後も本シリーズにおいて解説したことが全く無意味になるわけではないと思われる。もっとも、インドにおける法制度や規制の改正の頻度を考慮した場合、本シリーズをご参照いただく際には、基本的な考え方についてご一読いただいた後、併せてご参照時点での最新の法制度、規制を確認されることを強くお勧めする。

本シリーズが、インドへの進出をご検討されている日本企業の皆様方に少しでも役立てば、望外の喜びである。

[注]

- (1) ただし、例外として、タウンシップ開発プロジェクトについては、一定の要件を満たすことを条件として、非居住者も当該プロジェクトに関連する不動産の分譲、管理事業等を営むことができるとされている。
- (2) 貸借期間が99年と設定されているのは、「貸借の期間は99年が上限であり、それ以上は所有権の譲渡と同視する」という英国法の伝統的な考え方に基づく慣習のようである。
- (3) Bar Councilは州政府の一部であり、行政機関である。この点、私的団体である日本の弁護士会とは異なる。
- (4) ただし、高等裁判所および最高裁判所において訴訟弁護士として活動する場合、各高等裁判所および最高裁判所が定める訴訟弁護士の要件をみとす必要がある。
- (5) 従前は陪審制が採用されていたが、1973年に廃止されている。